

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案等のポイント

内閣府沖縄担当部局

1. 改正内容

沖縄県における駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための措置を効果的に推進するため、返還特措法及び沖縄振興特別措置法第七章に規定している駐留軍用地の跡地利用に関する制度を一元化するとともに、給付金制度の拡充、原状回復措置の徹底、駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置、跡地利用協議会の設置等を図る。

2. 施行期日

平成24年4月1日（一部は公布の日）

1. 国の責務

○駐留軍用地跡地の利用に関する国の責務について法律上明記する。

2. 原状回復措置の徹底

○土壤汚染及び不発弾等の状況の調査及び調査結果に基づいて国が講ずる措置に関する方針を定め、これに基づき国は必要な措置を講ずる。

3. 駐留軍用地への立入りに係るあっせん

○調査等のための駐留軍用地への立入りに係るあっせんの要請を受けた場合の国の行為を規定する。

4. 駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置

○沖縄県の地方公共団体又は土地開発公社による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置を規定する。

5. 国が指定する跡地の制度及び給付金制度

○大規模跡地の面積要件を緩和する(300ha→200ha)。
○給付金の支給開始日を土地の引渡日の翌日からとする。
○特定跡地給付金(引渡後3年以内に土地区画整理事業の事業認可を受けた場合)及び大規模跡地給付金の支給の限度となる期間は当該土地の利用が可能と見込まれる時期の見通しを勘案することとする。

6. 跡地利用協議会の設置

○沖縄担当大臣、関係大臣、沖縄県知事及び関係市町村の長は、必要があると認めるときは、国と地方公共団体との役割分担等跡地利用の促進に関し必要な事項について協議するため、跡地利用協議会(仮称)を組織することができることとする。

7. 附則等

○平成34年3月31日限りで失効。

※同法に基づき沖縄県の地方公共団体又は土地開発公社により土地が買い取られる場合の譲渡所得については、5,000万円特別控除の対象とする。